

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正（案）」に対する意見募集

平成18年3月23日
厚生労働省医政局総務課

厚生労働省では、医療・介護関係事業者が行う個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)を作成しておりますが、今般、別添のとおりガイドラインの一部を改正することといたしました。

つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成18年4月5日（水）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただくご意見には必ず「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正（案）について」と明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：ISEISOMU@mhlw.go.jp

厚生労働省医政局総務課あて

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします。）

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3501-2048

厚生労働省医政局総務課あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の方は氏名・住所・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらは、住所又は所在地を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取扱いのためのガイドラインの一部改正（概要）

1. 改正の趣旨

厚生労働省では、医療・介護関係事業者向けに、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」のほか、ガイドラインを補完する事例集として『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ & A（以下「Q & A」という。）を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであるが（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>）、今回の改正はQ & Aの内容等を踏まえ改正するものである。

2. 改正の内容

（p 10）

●Ⅲ 1.（2）①を以下のとおり修正する。

①法令に基づく場合

医療法に基づく立入検査、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人情報を利用する場合であり、医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例は別表3のとおりである。

根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会、地方税法第72条の63（個人の事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり）等がある。

警察や検察等の捜査機関の行う刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会（同法第507条に基づく照会も同様）は、相手方に報告すべき義務を課すものと解されている上、警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力は任意であるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも「法令に基づく場合」に該当すると解されている。

●Ⅲ 1.（2）②（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき）の例示を以下のとおり修正する。

- ・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合
- ・大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合

(p 1 1)

- Ⅲ 1. (2) ④ (国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき) の例示に以下を追加する。

- ・災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合

(p 1 8)

- Ⅲ 4. (4) を以下のとおり修正する。

(4) 医療情報システムの導入及びそれに伴う情報の外部保存を行う場合の取扱い

医療機関等において、医療情報システムを導入したり、診療情報の外部保存を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号)によることとし、各医療機関等において運営及び委託等の取扱いについて安全性が確保されるよう規程を定め、実施するものとする。

(p 2 2)

- Ⅲ 5. (2) ② (人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき) の例示を以下のとおり修正する。

- ・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合
- ・大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合

- Ⅲ 5. (2) ④ (国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき) の例示に以下を追加する。

- ・災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合

(p 24)

●Ⅲ 5. (3) の(例)のうち、「・家族等への病状説明」を以下のとおり修正する。

・家族等への病状説明

病態等について、本人と家族等に対し同時に説明を行う場合には、明示的に本人の同意を得なくても、その本人と同時に説明を受ける家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意が得られたものと考えられる。

同様に、児童・生徒の治療に教職員が付き添ってきた場合についても、児童・生徒本人が教職員の同席を拒まないのであれば、本人と教職員を同席させて、治療内容等について説明を行うことができると考えられる。

(p 25)

●Ⅲ 5. (4) ②を以下のとおり修正する。

②同一事業者内における情報提供であり、第三者に該当しない場合

同一事業者内で情報提供する場合は、当該個人データを第三者に提供したことにはならないので、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。医療・介護関係事業者における具体的事例は以下のとおりである。

- ・ 病院内の他の診療科との連携など当該医療・介護関係事業者内部における情報の交換
- ・ 同一事業者が開設する複数の施設間における情報の交換
- ・ 当該事業者の職員を対象とした研修での利用（ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか（Ⅲ 1. 参照）、個人が特定されないよう匿名化する必要がある（Ⅱ 2. 参照）
- ・ 当該事業者内で経営分析を行うための情報の交換

(p 37)

●Ⅳ 2. を以下のとおり修正する。

2. 本ガイドラインを補完する事例集の作成・公開

厚生労働省は、医療・介護関係事業者における個人情報の保護を推進し、医療・介護関係事業者における円滑な対応が図られるよう、本ガイドラインを補完する事例集を作成し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。

※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ & A

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>)

(p 46)

●別表3(医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例(法令に基づく場合))
に以下を追加する。

- ・指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状報告(生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規程第6条、第9条)

注1) このほか、医療・介護関係の法令改正に伴う所要の改正等も行います。

注2) 現在の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」については、厚生労働省ホームページの下記のページを参照してください。

○厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>)
※一番上の「医療分野」に掲載されております。